

# Docks and Harbours Act 1966

河 越 重 任  
(国会図書館調査立法考查局)

イギリスの1966年港湾法（1966年法律第28号）(Docks and Harbours Act 1966, Ch. 28.) は、港湾労働者の使用者に免許制を採用するとともに、港湾労働者の福利施設の整備、その他港湾作業の能率的運営を図る上で港湾管理者の権限に関連する事項について所要の措置を講ずるため、1966年8月3日に可決成立し、同年同月9日女王の裁可を得て公布されたものである。

## 1. 立 法 の 経 緯

イギリスの港湾労働制度は、従来就中わが国において、就業の不安定な港湾労働者の雇用を規制する施策の範例とさえ目されていた。しかしながら、労使の自治を建前とする労使関係のもとにおいて、一方の当事者(=使用者)を把握し難いとあっては、制度そのものの前提を欠くことになり兼ねない。港湾における近代的な労使関係の確立を標榜しつつ、その過渡的な措置として定められた1946年港湾労働者（雇用規制）法に基づく港湾労働制度は、退闇的な批判勢力の前にこの20年間所期の成果を上げ得べくもなく、かえってその補強をせまられることとなったわけである。

港湾労働における常用化推進の要は、従前の港湾労働制度の下においても、つとに指摘されてきたところであったが<sup>3</sup>、1964年の賃上げ争議を潮に「全国港湾運送産業合同協議会の労使間における当面の争議の事由と情況、不安定就業の規制、斯業における転換の原因とその他作業の能率に影響を及ぼす事項について実情を調査し報告すること」をガンター労相から委嘱されたディヴィリン実情調査委員会は、翌1965年7月28日に、その調査結果を「港湾運送産業における一定の事項に関するディヴィリン実情調査委員会最終報告書」(Final Report on the Committee of Inquiry under the Rt. Hon. Lord Develin into certain matters concerning the Port Transport Industry, (Cmnd. 2734)) として労相に提出した。この最終報告は、その結論として、港湾労働の雇用に現存する不安定就業制は、既に払拭すべき秋であると指摘するとともに、そのために講ずべき措置を示唆したものであって、港湾における労使関係の紛争史上

一期を画するものと目されている。

この1966年港湾法は、如上のディヴィリン報告の示唆に沿って制定されたものであつて、港湾の労使関係を安定化し、船舶荷役作業の円滑な遂行を図るため当面政府として講すべき措置を規定したものである。

## 2. この法律の目的

この法律の主たる目的は、1946年港湾労働者（雇用規制）法及び1947年港湾労働者（雇用規制）令に基づく港湾労働制度の適用されている諸港において、その使用者数を免許制によって規制し、登録港湾労働者については、所定の季節労働者と既常用労働者の外は、すべてこの免許を受けた使用者が通常の形の常用労働者として雇用するものとし、また使用者数の削減によって免許を認められなくなった所定の使用者に対しては、一定の補償を行なうとともにその補償を要する経費については免許を受けた使用者に負担せしめること、さらにこの法律の適用港において港湾労働者の福利施設の設備管理に関する計画を策定し且つこれを履行せしめんとすることがある。

加えてこの法律では、港湾機能の向上を図るため、運輸大臣の助成金供与権、全国港湾審議会の調査・訓練・教育の助成権、港湾管理者の料金決定権その他港湾再編成計画等に関して1964年港湾法に若干の改正を行なうこととしている。

## 3. この法律の概要

### 使用者の免許制

港湾労働者の使用者（わが国ではこれを港湾運送事業者と曲解する向きが多いが、港湾労働者の使用者にはいわゆる港湾運送事業者をも含むが、それと同義ではない）は、港湾労働制度によって登録を要するものとされていたが、ディヴィリン報告の提出当時（1965年現在）その数は、約1,400を数えた。船舶荷役作業の責任の所在を明確化し、作業能率の向上とその円滑な遂行を確保するためには、使用者の大幅な整理を要することは、これまでにも指摘されたところであり、且つそれはイギリス型の港湾労働制度の常用化の実を確保する前提をなすものであった。

この法律によれば、従来港湾労働制度を適用してきた全国82港において当面使用者の免許制を施行することとしている。そのため計43の免許権者を指定し、免許を受けた使用者又は所定の手続を行なった免許権者の外港湾労働者を雇用することができないこととした。使用者の免許の条件については、港湾作業の能率的な経営とその港に

おける所要労働力の完全な常用制を確保するに足るものであることを要するものとし、免許後の雇用労働量の変更に関しては港湾労働委員会が監督することとしている。その他使用者の免許には、作業の態様に応じ、作業の種類又は区域を限定した限定免許をも認めることが可能のことになっている。

## 福 利 施 設

港湾における労働者の福利施設を整備せしめるため、この法律は、港湾労働委員会が港ごとに所要の施設、設置場所及び管理、運営の責任者等を定める福利施設計画を作成し、労働大臣の承認を得て、その履行強制を行ない得ることとしている。この計画の実施については、如上の免許制による施設設置責任の所在の確定が前提となる。

## 港 湾 機能 の 拡 充

港湾機能の拡充を図るべく、この法律は、港湾管理者の権限の拡張、1964年法に基づく運輸大臣の港湾管理者に対する助成金供与権の拡張、全国港湾審議会の情報収集権の拡張とその調査・訓練等の助成に関する裁定権の明確化、その他港湾管理者の料金決定権、港湾再編成計画等に関して、1964年港湾法の規定の一部を改正することとしている。

参考までに4章60条と2附則から成るこの法律の規定するところを示せば次の如くである。

### 第1章 港湾労働者の雇用の規制

#### 使用者の免許制

##### 第1条 港湾労働者の雇用の附加規制

##### 第2条 免許権者及びその港湾

##### 第3条 免許の申請

##### 第4条 免許申請につき考慮すべき事項、等

##### 第5条 免許の条件及び有効期間

##### 第6条 決定及び計画の通知

##### 第7条 提訴及び異議申立

##### 第8条 提訴及び異議申立の決定

##### 第9条 決定の履行

第10条 免許の更新	第10条 免許の更新 第10条 免許の更新
第11条 免許の条件の変更及び取消並びに免許の取消	第11条 免許の条件の変更及び取消並びに免許の取消 第11条 免許の条件の変更及び取消並びに免許の取消
第12条 免許の譲渡	第12条 免許の譲渡 第12条 免許の譲渡
使用者の補償	使用者の補償 使用者の補償
第13条 免許の否認等に対する補償	第13条 免許の否認等に対する補償 第13条 免許の否認等に対する補償
第14条 補償の受給要件	第14条 補償の受給要件 第14条 補償の受給要件
第15条 補償の申請	第15条 補償の申請 第15条 補償の申請
第16条 補償額の決定	第16条 補償額の決定 第16条 補償額の決定
第17条 免許権者に対する貸付	第17条 免許権者に対する貸付 第17条 免許権者に対する貸付
第18条 免許を受けた使用者に対する賦課金	第18条 免許を受けた使用者に対する賦課金 第18条 免許を受けた使用者に対する賦課金
第19条 証明書	第19条 証明書 第19条 証明書
雜則	雜則 雜則
第20条 委員会の義務	第20条 委員会の義務 第20条 委員会の義務
第21条 記録及び情報	第21条 記録及び情報 第21条 記録及び情報
第22条 免許権者の機能の委任	第22条 免許権者の機能の委任 第22条 免許権者の機能の委任
第23条 不実記載	第23条 不実記載 第23条 不実記載
第24条 本法本章及び他の法令の要件の相互関係	第24条 本法本章及び他の法令の要件の相互関係 第24条 本法本章及び他の法令の要件の相互関係
第2章 福利施設	第2章 福利施設 第2章 福利施設
第25条 福利施設計画	第25条 福利施設計画 第25条 福利施設計画
第26条 委員会の発議による福利施設計画の改正	第26条 委員会の発議による福利施設計画の改正 第26条 委員会の発議による福利施設計画の改正
第27条 その他の者の提議による福利施設計画の改正	第27条 その他の者の提議による福利施設計画の改正 第27条 その他の者の提議による福利施設計画の改正
第28条 福利施設の料金を徴収する港湾管理者の権限	第28条 福利施設の料金を徴収する港湾管理者の権限 第28条 福利施設の料金を徴収する港湾管理者の権限
第29条 懈怠に関する命令	第29条 懈怠に関する命令 第29条 懈怠に関する命令
第30条 福利施設計画の不履行による免許の取消	第30条 福利施設計画の不履行による免許の取消 第30条 福利施設計画の不履行による免許の取消
第31条 福利施設計画の不履行に対する罰則	第31条 福利施設計画の不履行に対する罰則 第31条 福利施設計画の不履行に対する罰則
第32条 監督官の権限	第32条 監督官の権限 第32条 監督官の権限
第33条 委員会による機能の委任	第33条 委員会による機能の委任 第33条 委員会による機能の委任
第34条 貸賃借及び合意の変更	第34条 貸賃借及び合意の変更 第34条 貸賃借及び合意の変更
第35条 福利施設の語義	第35条 福利施設の語義 第35条 福利施設の語義
第3章 港湾	第3章 港湾 第3章 港湾

- 第36条 荷捌所を設備する港湾管理者の権限  
第37条 港湾管理者の港湾業務を取得し又は分担する権限  
第38条 港湾管理者の諸権限  
第39条 港湾管理者の資金借入権  
第40条 港湾工事等の実施に対し助成及び貸付を行なう権限の拡張  
第41条 委員会等の債務の他の港湾管理者への移転  
第42条 港湾再編成計画に関する追加規定  
第43条 港湾再編成計画による年金に関する規定  
第44条 訴訟で港湾改修令等を拒否する権利  
第45条 港湾改修令等に基づく紛争の解決  
第46条 港湾料金及び港内灯標料  
第47条 イギリス運輸公安部による港湾营造物の保安  
第48条 審議会の情報及び予測収集権の拡張  
第49条 審議会の裁定を行なう権限  
第50条 補足規定

#### 第4章 雜則及び一般的規定

- 第51条 港湾作業の意義に関する紛争の審判所への附託  
第52条 審査  
第53条 労働制度の違警罪の罰則  
第54条 法人の罪  
第55条 通知  
第56条 規則及び命令  
第57条 経費  
第58条 解釈  
第59条 地方に適用する法律の改正権  
第60条 略称、施行及び適用範囲  
附則第1 港湾及び免許権者  
附則第2 改正後の1964年法第44条

#### 4. 爰余の問題点

使用者の免許制による港湾労働者の完全な常用制は、従前の港湾労働制度の重大な改正を意味するものである。この完全常用制に伴う労働条件就中賃金の在り方については、先の最終報告提出後再度労相の委嘱を受けたディヴィリン実情調査委員会が、昨1966年10月に定期給与の確立による出頭手当の廃止と近代化手当の支給等を勧告している(Cmnd. 3104)。一方、港湾労働制度そのものについては労働大臣がその基本線について一応労使双方の同意を得て同66年3月に改正草案を公表した。しかしこの改正草案に対しては関係者間に若干の異議を生じたため、ハニマン卿による調査が行なわれた。その結果報告によれば、港湾労働委員会による港湾労働制度の共同管理方式については、従前の制度の原則を踏襲するものとするが、地方委員会の組織に関する規定や一定の事項に対する労使の提訴権等については修正を付した上で、常用制の施行に伴う所要の改正点については、草案の規定を是認することとしている。従って、完全常用制に関する港湾労働制度の改正もかかる勧告の線に沿って行なわれることくなっているが、その施行令については、何れ Statutory instrument を検討した上、改めて紹介することとする。